

大阪府知事選挙および大阪府議会議員選挙のお知らせ

羽曳野市
選挙管理委員会事務局
☎ 072-958-1111
(内線 4610・4620)

投票日時は 4月9日(日) 7:00～20:00

今月号広報では、主に「投票日」、「期日前投票」、「不在者投票」についてお知らせします。
その他の詳細については、4月号広報でお知らせします。

告示日
知事選挙
3/23

告示日
府議選挙
3/31

投票できる人

市内の投票所で投票できる人は、満18歳以上(平成17年4月10日までに生まれた人)の日本国民で、令和4年12月30日以前から、羽曳野市の住民基本台帳に記載され、継続して居住されている人です。

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行、病気やケガ、妊娠などの理由で投票所に行くことができないと見込まれる場合、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。

【期間】大阪府知事選挙 3月24日(金)～4月8日(日)

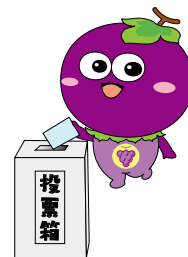
大阪府議会議員選挙 4月1日(日)～4月8日(日)

※期日前投票の期間が異なるため、**両選挙とも投票が可能なのは4月1日(日)以降です。**

【投票場所】市役所本館1階ロビー または、

市立総合スポーツセンター(はびきのコロセアム)1階幼児室

【投票時間】 8:30～20:00



滞在地での不在者投票

選挙期間中、仕事等で市外に滞在している場合、滞在地の市区町村選挙管理委員会ですべて不在者投票ができます。

「不在者投票宣誓書・申請書」(市ウェブサイトからダウンロード可)に必要な事項を記入して羽曳野市選挙管理委員会へ直接提出または郵送していただきますと、告示後に投票用紙等を滞在地へ郵送いたします。届いた投票用紙等を滞在地の市区町村選挙管理委員会へ持参し、投票してください。なお、郵送での手続きになりますので、お早めに申請をお願いします。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用してオンラインでの申請も可能です。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

郵便等による不在者投票の投票用紙等の交付請求手続

郵便等による不在者投票用紙の請求期限は選挙期日の4日前です。郵便等投票証明書をお持ちの方は、選挙管理委員会からお知らせを郵送しますのでご確認の上、期限までに請求してください。

郵便等投票証明書をお持ちでない方で、交付申請のできる方は、次のとおりです。申請の際は、「郵便等投票証明書交付申請書」(市ウェブサイトからダウンロード可)に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証のうち該当するものの原本を添えて選挙管理委員会へ申請してください。

身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	「要介護5」	

※なお、表に該当しない場合でも、同程度として「障害の程度を証明する書面」の交付を受けることで郵便による不在者投票が可能となる場合があります。

指定施設での不在者投票

指定施設の病院等に入院、入所されている場合は、投票したい旨をその病院長(施設長)に申し出ると、その病院(施設)で不在者投票をすることができます。詳しくは病院(施設)にお問い合わせください。